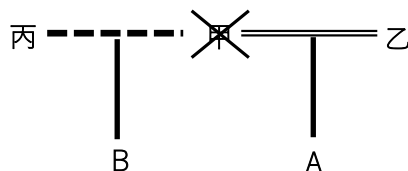


第7章 相続

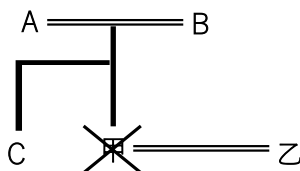
1 節 相続とは① 法定相続人と法定相続分

問1. 甲が死亡した場合、それぞれの法定相続人と法定相続分はどうなるか。

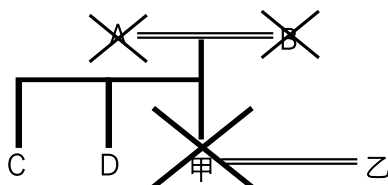
(1) 甲と配偶者(乙)の間に子 A があり、愛人(丙)との間に子 B がいる。



(2) 甲と配偶者(乙)がいるが、子はいない。甲の両親 A と B、甲の兄 C はまだ存命である。



(3) 甲と配偶者(乙)がいるが、子はいない。甲の両親 A、B もすでに亡くなっている。
甲には姉 C、弟 D がいる。



問2. 以下の記述の正誤判断をせよ。

- (1) 相続において、亡くなった人のことを相続人という。
- (2) 相続とは、亡くなった人の権利義務の一切を承継するので、被相続人の年金受給権も相続の対象となる。
- (3) 婚姻関係にある男女の間に生まれた子を嫡出子という。

【答え】1 節 相続とは① 法定相続人と法定相続分

1.

(1) 乙(配偶者) : 2 分の 1

子 A : 4 分の 1

子 B : 4 分の 1

※A は嫡出子、B は非嫡出子。両方とも紛れもなく被相続人(甲)の子。

丙は配偶者でもなんでもないので、相続人にならない。

(2) 乙(配偶者) : 3 分の 2

A(直系尊属) : 6 分の 1 ($1/3 \times 1/2$)B(直系尊属) : 6 分の 1 ($1/3 \times 1/2$)

※第二順位の A、B(直系尊属)がいる以上、第三順位の C(兄弟姉妹)は相続人にならない。

(3) 乙(配偶者) : 4 分の 3

C(兄弟姉妹) : 8 分の 1 ($1/4 \times 1/2$)D(兄弟姉妹) : 8 分の 1 ($1/4 \times 1/2$)

※子(第一順位)、直系尊属(第二順位)がないので、第三順位の兄弟姉妹が相続人となる。

2.

(1) **誤** 亡くなった人・引き継がれる人は被相続人、引き継ぐ人が相続人。(2) **誤** 年金受給権のような一身専属権は、相続の対象にならない。(3) **正** その通り。一方、婚姻関係にない男女間の子を「非嫡出子」という。

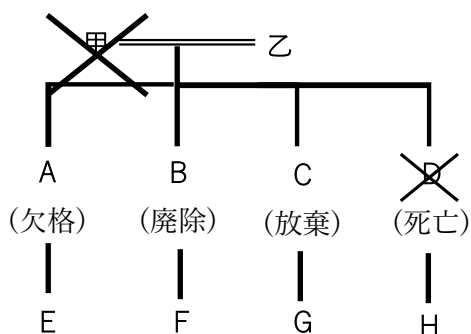
1節 相続とは② 代襲相続

問1. 以下の記述の正誤判断をせよ。

- (1) 相続の欠格は、被相続人が生前に家庭裁判所に申し立てをすることで、特定の相続人の相続権をはく奪させる制度である
- (2) 相続人が詐欺や強迫で遺言書を書かせた・遺言を偽造した場合、相続の欠格事由に該当する

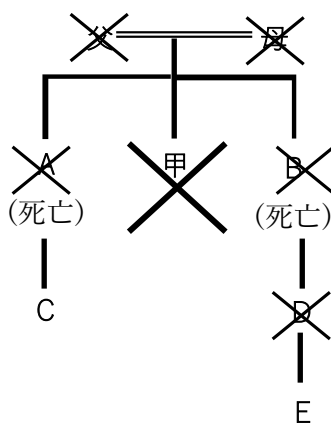
問2. 以下の事例で、甲が死亡した場合の法定相続人は誰になるか。

甲と配偶者(乙)には子供 A、B、C、D がいる。A には子 E、B には子 F、C には子 G、D には子 H がいる。甲が亡くなった時点で、A は欠格事由に該当、B は甲が生前に廃除しており、C は相続の放棄、D は死亡していた。



問3. 以下の事例で、甲が死亡した場合の法定相続人は誰になるか。

甲には配偶者も子もいない。両親もすでに他界しており、甲の兄 A、甲の弟 B、A の子供 C、B の子供 D、D の子供 E がいた。甲が死亡した時点で、すでに A、B、D が死亡していた。



【答え】 1節 相続とは② 代襲相続

1.

- (1) 誤 廃除の説明である。
- (2) 正 相続人が欠格事由に該当すれば、当然に相続権がはく奪される。

2. 甲の相続人は「乙、E、F、H」の4人。

【理由】

A(欠格)、B(廃除)、D(死亡)には相続権はないが、E、F、Hは代襲相続し、相続人となる。
C(放棄)は、初めから相続人でなかったものになるので、Gに代襲しない。

3. 甲の相続人は「C」のみ。

【理由】

兄弟姉妹の再代襲は認められない。

本来であれば、第三順位の兄弟姉妹 A、B が相続するが、両者ともすでに死亡している。

であれば、C は A 代襲して、D は B を代襲して相続人になるが、D もすでに死亡している。

C は代襲して相続人になるが、D のさらに下の代である E は再代襲されない。

1節 相続とは③ 単純承認・限定承認・放棄

問1. 以下の記述の正誤判断をせよ。

- (1) 相続の開始があったことを知った時から3か月経過すると、限定承認や相続の放棄をしなくとも単純承認したとみなされる。
- (2) 相続人が相続財産の一部だけを処分した場合は、単純承認したとみなされない。
- (3) 相続の放棄は相続人全員の同意が必要である。
- (4) 相続の放棄は相続開始があった時から3か月以内に、家庭裁判所に申述することで行う。
- (5) 相続開始前でも相続放棄はできる
- (6) 相続放棄の撤回は原則としてできないが、相続放棄の意思表示が「詐欺・強迫・錯誤」による時は、相続放棄を取消しすることができる。
- (7) 限定承認をするには、相続の開始を知った時から3か月以内に相続人全員で家庭裁判所に申し出をする必要がある
- (8) 承認や放棄をする際の「相続の開始があったことを知ったときからの3か月間」の期間は、家庭裁判所に申し立てをすれば延長することができる。

2節 遺言

問1. 以下の記述の正誤判断をせよ。

- (1) 自筆証書遺言は日付、氏名を自書し、押印をすれば有効となる。
- (2) 自筆証書遺言に附属させる財産目録はワープロで作成可能であり、その際は目録の毎葉に署名と印が必要である。
- (3) 自筆証書遺言の日付は「令和6年4月吉日」と書いても無効にならない。
- (4) 自筆証書遺言の保管制度を利用した場合でも、検認の手続きをしなければならない。
- (5) 公正証書遺言、自筆証書遺言とも、作成には証人2人以上の立ち合いが必要である。
- (6) 検認の手続きを怠ると、遺言がそもそも無効になってしまう。
- (7) 遺言に停止条件がある場合、遺言者の死後にその条件が成就した時、その効力を生じる。
- (8) 未成年者が適法に作成した遺言は無効である。
- (9) 遺言は、2人以上の者が同一の証書ですることができない。
- (10) 前の遺言が後の遺言と抵触するとき、前の遺言のすべてが撤回されたものとみなされる。
- (11) 遺言は、いつでも、その方式に従って遺言の全部・一部を撤回できる。
- (12) 遺言の内容を実現させるため、遺言者は遺言内でその執行者を指定できる。

3節 遺産分割

問1. 以下の記述の正誤判断をせよ。

- (1) 相続が起きると相続財産は、原則として法定相続分に応じて相続人の共有状態となる。
- (2) 遺産分割の効力は、遺産分割をした時点から将来に向かって生ずる。
- (3) 遺産分割は相続人全員で行わなければならない。
- (4) 相続人全員の合意があっても、すでに成立した遺産分割協議は解除できない。
- (5) 遺言によって遺産分割の禁止はできない。

【答え】 1節 相続とは③ 単純承認・限定承認・放棄

1.

- (1) 正 その通り。
- (2) 誤 全部または一部でも処分したら単純承認とみなされる。
- (3) 誤 相続放棄は、相続人が単独でできる。
- (4) 誤 相続開始を知った時から3か月以内である。
- (5) 誤 相続放棄は相続開始後でないとできない。
- (6) 正 その通り。
- (7) 正 その通り。限定承認は相続人全員です。
- (8) 正 その通り。

【答え】 2節 遺言

1.

- (1) 誤 自筆証書遺言は全文、日付、氏名を自書し、押印をしなければ有効にならない。
- (2) 正 その通り。
- (3) 誤 無効である。「令和6年4月15日」のように日付を特定しなければいけない
- (4) 誤 保管制度を活用した場合は検認不要。
- (5) 誤 自筆証書遺言に証人は不要。
- (6) 誤 検認をせずとも遺言が無効になることはない。検認は証拠の保全が目的。
- (7) 正 その通り。
- (8) 正 未成年者でも15歳に達したものは遺言できる。
- (9) 正 その通り
- (10) 誤 「全てが撤回」が×。前の遺言に後の遺言と抵触する部分がある場合、その抵触する部分については、撤回したものとみなす。
- (11) 正 その通り。
- (12) 正 遺言者は、遺言執行者を遺言内で指定することができる。

【答え】 3節 遺産分割

1.

- (1) 正 その通り。
- (2) 誤 遺産分割の効力は、相続を開始した時点にさかのぼる。
- (3) 正 その通り。一人でも相続人が欠けた状態で行われた遺産分割は無効。
- (4) 誤 全員の合意があれば、遺産分割協議を解除でき、改めて協議ができる。
- (5) 誤 遺言で5年を超えない期間で遺産分割の禁止をすることができる。

4節 遺留分

問1. 以下の記述の正誤判断をせよ。

- (1) 兄弟姉妹に遺留分はない。
- (2) 遺留分は相続開始前に放棄することはできない。
- (3) 遺留分侵害額請求は相続人各自が単独で行使できる。
- (4) 遺留分侵害額請求するには裁判所に訴えを起こす必要がある。
- (5) 遺留分を放棄すると相続する権利を失う。

5節 配偶者居住権

問1. 以下の記述の正誤判断をせよ。

- (1) 建物所有者となる者は配偶者居住権の設定登記に応じる義務がある
- (2) 配偶者が住居を第三者に賃貸するときに、建物所有者の承諾が必要である。
- (3) 配偶者居住権の存続期間は、遺産分割協議などに別段の定めがない場合、20年である。
- (4) 配偶者居住権は相続の対象にならない。
- (5) 配偶者居住権は登記せずとも、第三者に対抗できる。
- (6) 配偶者短期居住権は登記せずとも、第三者に対抗できる。

【答え】 4節 遺留分

1.

- (1) 正 その通り。頻出論点。
- (2) 誤 家庭裁判所の許可があれば遺留分は相続開始前に遺留分の放棄ができる。
- (3) 正 その通り。
- (4) 誤 裁判所に訴えを起す必要なし。意思表示だけでできる。
- (5) 誤 遺留分を放棄したからと言って、相続する権利まではなくなる。

【答え】 5節 配偶者居住権

1.

- (1) 正 その通り。
- (2) 正 その通り。居住する権利を持っているだけなので、勝手に賃貸してはいけない。
- (3) 誤 配偶者居住権の存続期間は配偶者の終身の間である。
- (4) 正 その通り。配偶者の死亡によって終了する。
- (5) 誤 登記しなければ対抗できない。
- (6) 誤 短期居住権は、そもそも登記できない。